

環境への負荷の少ない生活・事業活動

環境への負荷の少ない生活・事業活動の現況と課題

今日の環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついており、その解決のためには、私たち一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷の少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

■ 環境への負荷の少ない生活

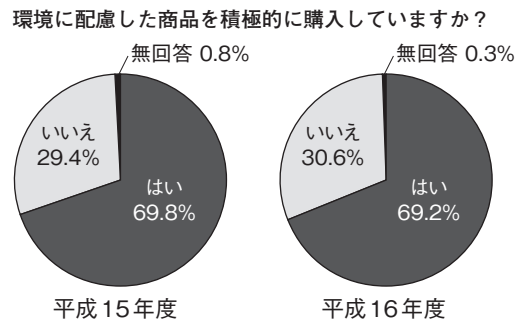
県内には、自然保護やリサイクル、省エネルギーなど、環境の保全と創造に関する活動を行っている市民団体やNPOが約400団体(平成16年4月現在)あり、様々な取組が行われています。また、各家庭でのライフスタイルの転換となると、むずかしいように感じますが、環境の現況に関する情報提供や、環境教育・学習の充実強化、環境に配慮した具体的な行動の誘発策などにより、少しずつですが、具体的な行動が広がっています。

■ 環境への負荷の少ない事業活動

企業においては、近年、輸出産業や大規模事業者を中心に、環境への負荷を低減させるための自主的な取組が進んでおり、ISO14001の認証取得や環境報告書、環境会計の取組等が拡大しつつありますが、厳しい経済情勢の中、中小企業などへの浸透はまだ十分とはいえません。県としては、今後、ISO14001などの環境マネジメントシステムの普及に向けた研修会の開催や情報提供などの支援、企業の環境配慮活動に経済的なインセンティブを与える仕組みづくりなど、企業の自主的な環境配慮活動の促進に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

また、第一次産業においても、近年、環境保全型農業や、家畜排せつ物や食品廃棄物等の堆肥化、低利用水産物の有効利用などの取組がはじめられています。今後は、生産者や消費者の理解を進めながら、広く普及促進していくことが必要です。

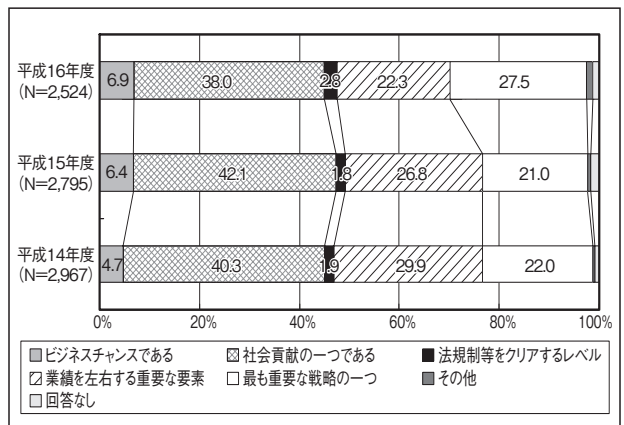
▶ 図2-10-1 買い物意識アンケート調査結果



< 出典：県環境計画課作成 >

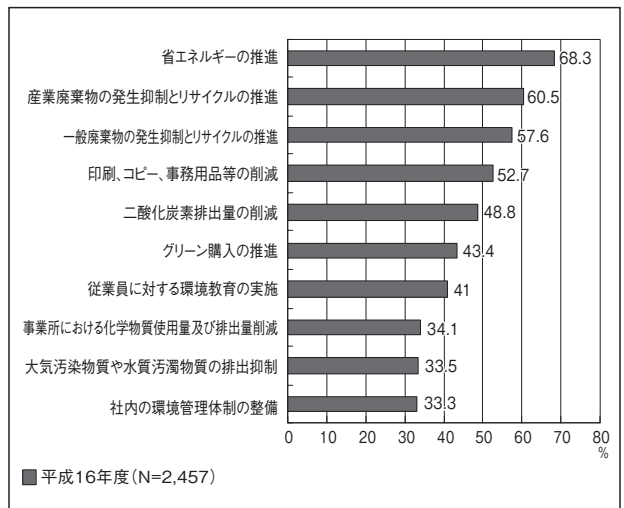
▶ 図2-10-2 平成16年度 環境にやさしい企業行動調査結果

● 環境への取組と企業活動のあり方



● 設定している環境に関する目標

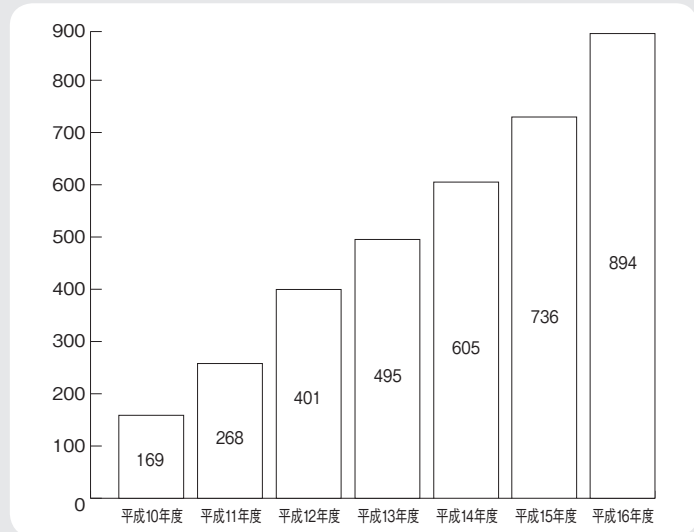
(上位10項目：複数回答)



< 出典：環境省「平成16年度 環境にやさしい企業行動調査結果」 >

コラム ISO14001 認証取得状況

平成16年度末現在の神奈川県内の認証取得状況は、894事業所になっています。年々取得事業所が増加しています。



<(財)日本規格協会(環境管理規格審議委員会事務局)調べ>

1 ライフスタイルの転換

環境にやさしい暮らし県民運動の推進 [環境計画課]

「環境にやさしい暮らし県民運動推進会議」では、環境にやさしい暮らしの推進を県民参加による運動として展開してきました。

具体的には、環境にやさしいライフスタイルの実践の促進に向け消費者向けの手引書「環境にやさしい暮らし実践マニュアル普及版」(改訂版)や、環境にやさしい暮らしについて、県民への普及・啓発を図るリーフレット「ライフスタイルを見直そう」を希望者へ配布しました。

また、身近な生活の中から“環境問題”をテーマに、環境にやさしい暮らしについて、調査・実践したことをレポートにまとめることで一人ひとりの環境配慮行動の実践につなげる「環境にやさしい暮らし自由研究・実践レポートコンクール」を実施しました。平成16年度は321点の応募があり、いずれの作品も、酸性雨の問題、ビオトープ、生ゴミの堆肥化など、環境にやさしい暮らしについて身近なところから考えた作品で、優秀な作品について知事表彰を行い、入賞作品集を県内各校に配布し、周知しました。

さらに、横浜市及び川崎市をはじめとした県内のすべての自治体と連携し、地球温暖化対策の一環として、電力消費がピークとなる夏季の省エネルギー対策

を進めるため、平成16年6月21日(夏至)から9月23日(秋分)までの間、「冷房温度28℃の設定」「軽装での執務」等の夏らしいライフスタイルを提案し、実践に取り組みました。また、この趣旨について、(社)神奈川県商工会議所連合会、(社)神奈川県経営者協会、(社)神奈川県経済同友会、神奈川県商工会連合会、連合神奈川の皆様にも賛同していただき、できることから実践してもらうよう呼びかけを行いました。

こうした様々な取組によって、県民の皆様の間で地球温暖化対策の必要性について認識は着実に広まっていますが、日常生活において具体的な実践行動に結びつけていくためには、今後も、身近なところから一人ひとりが実践していくことを促す普及啓発を続けていく必要があります。

そこで、平成17年3月末に「環境にやさしい暮らし県民運動推進会議」の事業及び構成団体を、「かながわ地球環境保全推進会議」に移管し、普及啓発の拡大を図りました。

環境にやさしい買い物キャンペーン [環境計画課]

県民一人ひとりが、毎日の買い物を通して地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを見直し、「環境にやさしい暮らし」を始めるきっかけとすることを目的として、県内企業、販売店等とともに開催しました。

環境にやさしい買い物キャンペーン

開催期間:平成16年10月～11月 約40日間

参加店舗数:商店街	38,867
スーパー	495
百貨店	18
コンビニエンスストア	2,942
計	42,322

内容:特設コーナーの設置、売り場スペースの拡大、買い物バッグの使用促進、簡易包装の推進、ポスターの掲示、イベントの開催(県内8箇所)＜啓発パンフレット・チラシの配布、環境配慮商品の展示、アンケートの実施＞



このポスターを参加店舗に掲示しました



「環境にやさしい買い物キャンペーン」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/camp/camp.htm>

県の事業者・消費者としての取組 [環境計画課]

県では、これまでも再生紙を率先して使用したり、公共工事において再生資材を積極的に利用するなど、全国に先駆けて取組を進めてきました。それらの取組を包括し、拡大するため、平成13年1月16日、物品やサービスを購入する際の環境配慮に関する原則として「神奈川県グリーン購入基本方針」を策定し取り組んでいます。

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを供給する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会づくりにおいて重要な鍵を握っています。県の事業者・消費者としての経済活動は大きく、環境に与える影響も大きいことから、県が物品やサービスを購入する際には、次の3点を考慮するとともにグリーン購入の原則に基づき対応することとしています。

【グリーン調達】

環境に配慮した物品やサービスを購入する

【グリーン配送等】

購入に伴う活動の環境影響に配慮する

【グリーン入札】

環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する

また、県が委託する清掃や食堂業務については、「サービスを購入する際のグリーン調達基準」を策定し、委託契約の際に仕様書等に入れるべき環境配慮の内容を定めています。

▶ 表2-10-1 グリーン購入の原則

① 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
③ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
④ 長期間の使用ができること。
⑤ 再使用が可能であること。
⑥ リサイクルが可能であること。
⑦ 再生材料や再使用部品を用いていること。
⑧ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

＜グリーン購入ネットワーク基本原則より＞

2 事業者の環境対策に対する支援

中小企業に対する金融支援 [金融課]

県では、事業者自ら公害対策や環境負荷低減対策を実施するよう指導していますが、中小企業については、こうした対策に係る経費の負担能力が必ずしも十分とは言えない状況です。

中小企業者あるいはその協同組合等が公害防止のための施設や産業廃棄物処理施設の設置・改善、NOx対策や土壌汚染対策の実施、ISO14000シリーズの導入等に必要な資金を融資する神奈川県中小企業制度融資により、公害対策等の促進を図っています。



「中小企業制度融資」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kinyu/yusi/index.htm>

▶ 表2-10-2 対象となる神奈川県中小企業制度融資

資金名	フロンティア資金(地域環境保全対策)
融資限度額	中小企業者 8,000万円 (産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等については2億円) 協同組合等 1億2,000万円
融資利率	年利2.1%以内(平成17年4月現在)
融資返済期間	10年(運転7年)以内

▶ 表2-10-3 融資実績の推移

年度	件数	金額
12年度	6	209,310千円
13年度	4	175,000千円
14年度	11	439,200千円
15年度	7	203,520千円
16年度	12	569,770千円

ISO14000シリーズの普及促進 [産業技術センター]

県産業技術センターのISO14001審査登録に伴い、実践で得られたノウハウを生かし、県内中小企業の審査登録を支援するため、登録のための相談や審査登録セミナー等を開催しています。



「産業技術センター」
<http://www.kanagawa-iri.go.jp>

▶ 表2-10-4 審査登録セミナー参加新規事業所数

	13年度	14年度	15年度	16年度
参加新規事業所数	58	38	58	45

環境保全型農業の推進 [農業振興課]

県では、環境と調和する農業を推進するため、平成9年に環境保全型農業基本方針を策定し、平成8年を基準年として平成18年までに化学肥料・化学農薬の使用量を30%削減することを目標に掲げ、市町村単位の推進方針の策定を進めるとともに、環境保全型の新農法に取り組む先駆的な地域に対して、技術的な支援を行うことにより、環境保全型農業の定着を図っています。

また環境保全型農業推進運動を展開し、“環境にやさしい農業を進める宣言”をした生産者団体と知事とが

協定を結ぶ制度を設けるなど、農業者への意識啓発を図っています。また、併せて、エコファーマー(次ページコラム参照)制度を推進しています。

一方、環境保全型農業の問題点として、労力がかかること、資材費が高いこと、消費者の理解が不十分であること等が挙げられており、労力やコストの低減など栽培技術の改善を図るとともに、消費者等に環境保全型農業の理解を促していくことが今後の課題となっています。

▶ 表2-10-5 環境保全型農業推進方針策定状況

7年度	大和市、津久井町
8年度	横浜市、鎌倉市、小田原市、秦野市、中井町、愛川町
10年度	三浦市、厚木市
11年度	川崎市、横須賀市、平塚市、藤沢市、伊勢原市、海老名市、大井町、山北町
12年度	茅ヶ崎市、相模原市、寒川町、松田町、開成町
13年度	綾瀬市、座間市

▶ 表2-10-7 環境保全型農業推進に係る協定締結団体数

11年度	4団体(77名)
12年度	7団体(1,249名)
13年度	6団体(66名)
14年度	2団体(27名)
15年度	12団体(362名)
16年度	5団体(205名)



「環境にやさしい農業をめざして(農業振興課)」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/ainou/kankyoku.htm>

▶ 表2-10-6 新農法導入実証の主な例(平成16年度)

事業主体	対象作物	導入技術の内容
横浜市	ナシ	性フェロモン剤による害虫防除
伊勢原市 園芸協会	トマト等	土壌還元消毒による防除
	ダイコン等	緑肥植物による土壌改善
伊勢原市農協	水稻	温湯消毒による種子消毒 緑肥植物による土壌改善
秦野市	ダイコン等	有機質肥料等の施用による土づくり
厚木市農協	ナシ	性フェロモン剤の利用による農薬使用量の削減
		固着性展着剤の利用による殺菌剤使用量の削減

コラム エコファーマー

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」をつくりました。

この法律は、堆肥等による土づくりと化学肥料、化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者に対し、支援を行おうというものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者の方が、「エコファーマー」と呼ばれます。

エコファーマーになると

知事の認定を受けた農業者の方は、生産物の箱等に「エコファーマー」の名称が使えます。認定期間は、5年間です。このほか、農業改良資金の貸付に関する特例や、税制上の特例が受けられます。



「エコファーマー (農業振興課)」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/ainou/eco.htm>
 「エコファーマー (農林水産省)」
<http://www.maff.go.jp/eco.htm>

環境に配慮した土づくり対策の推進 [農業振興課]

安定した農業生産を確保するためには、農用地の適切な土づくりが不可欠ですが、近年は化学肥料に依存した施肥設計による地力の低下や、過剰施肥による環境への負荷の増大が指摘されるようになってきました。

そこで、農業が持つ自然循環機能を維持し、環境と調和のとれた農業生産を行うため、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源を堆肥として有効利用するとともに、環境への負荷を最小限に抑えた合理的な施肥

を行うことが重要です。

県では、県内のバイオマス*発生量、利用量の現状等を明らかにし、地域で発生する有機物を主体とした土づくりを推進するとともに、改訂版「神奈川県作物別肥料施用基準」を策定して堆肥に含まれる窒素成分を考慮した作物別の施肥量を示し、土壌診断に基づく適正な施肥指導を行っています。

▶表2-10-8 バイオマスの発生と利用の目標

	平成15年度(現状)	平成22年度(目標)
バイオマス発生量	183万トン	171万トン
バイオマス利用量	57万トン	65万トン
バイオマスによるたい肥等生産計画	270千トン	305千トン

<神奈川県バイオマス利活用計画より>

*バイオマス:「バイオマス」とは動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあります。

畜産環境保全対策の推進 [畜産課]

畜産農業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対し助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに資源リサイクルを図っています。

処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力を向上させる資材として有効に利用されています。

▶表2-10-9 家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

	総家畜ふん量 (t)	堆肥化 仕向け量 (t)	家畜ふん 堆肥化率 (%)
平成10年度 (当初)	493,684	322,451	65%
平成16年度 (現状)	386,678	322,959	84%
平成18年度 (目標)	417,100	379,561	91%

<神奈川川構想・プロジェクト51より>

低利用水産物の有効利用の推進 [水産課]

相模湾や東京湾の沿岸で漁獲されるカタクチイワシなど食用として流通に乗りにくい魚介類の有効利用が課題となっています。

そこで、県ではカタクチイワシや小型のイサキ・マアジなど、低利用魚の魚肉特性や簡易加工に關す

る研究を行うとともに加工業者の協力により、学校給食の献立として利用できる製品作りを進めています。現在、いくつかの試作品作りが進んでおり、今後学校給食への活用が始まる予定です。